

「宮城県環境影響評価技術指針の改正（太陽電池発電所設置等事業）」に対する 5 月 21 日技術審査会の指摘事項と事務局回答

項目	審査会当日意見	文書意見	事務局回答
資料 3 - 3	<p>① 環境要素「温室効果ガス等」において、造成時の森林伐採による二酸化炭素等への影響を、ライフサイクルコストを踏まえたポジティブな評価項目として追加してはどうか。</p> <p>【山本委員，平野委員】</p>		<p>ご指摘を踏まえ、太陽電池発電所設置事業の環境影響評価項目として、温室効果ガス等における「造成等の施工による一時的な影響」「施設の稼働」を追記したうえで、別表二の環境要素の区分へ上記事項を反映いたしました。</p>
	<p>② 同じ再生可能エネルギーとして、風力発電事業の環境影響評価項目についても①を反映させるよう併せて検討願う。</p> <p>【山本委員，平野委員】</p>		<p>ご指摘を踏まえ、風力発電事業及び火力発電事業の他、全事業について同項目を反映させるため、年度内に環境影響評価技術指針の再改正を行いたいと考えておりますので、引き続き御助言をいただくようお願いします。</p>
	<p>③ 環境要因「建設機械の稼働」「資材及び機械の運搬に用いる車両」について、海域の動植物への影響は考慮しないのか。海域への太陽電池発電所の建設は想定していないという認識か。</p> <p>【太田委員，平野委員】</p>		
	<p>④ 環境要素「放射線の量」の凡例において「放射性物質が相当程度拡散・流出又は集積するおそれがある場合に適用する項目」とあるが、国が定めた基準か。「放射性物質が相当程度拡散・流出又は集積し、環境に影響するおそれがある場合に適用する」又は「明らかに軽微である場合を除く」等の文言が適切ではないか。</p> <p>【石井委員，平野委員】</p>		<p>ご指摘を踏まえ、別表第一 参考項目について、該当箇所を下記のとおり修正いたしました。</p> <p>修正後</p> <p>「ただし、※が付されているものは、放射性物質の拡散・流出又は集積による環境への影響が明らかに軽微である場合を除く。」</p> <p>なお、当該文言は全事業に該当する環境要素に関する注釈であり、今回の改正によって全事業において反映されることとなります。</p>
資料 3 - 4	<p>⑤ 発電所の存在によって発生する産業廃棄物について、定常的な運転で出る廃棄物だけではなくて、災害等突発的に発生する廃棄物の予測を行う予定はあるのか。</p> <p>【内田委員】</p>		<p>災害発生や部分的な故障、リプレースに伴う産業廃棄物の発生を考慮し、「太陽電池発電所設置事業に係る太陽電池発電所の存在」に関する産業廃棄物の予測の手法として「発電事業の終了時“等”」と記載しております。</p>
	<p>⑥ 「太陽電池発電所設置事業に係る太陽電池発電所の存在」に関する産業廃棄物の予測の手法として「発電事業の終了時“等”」とあるが、「災害等による大規模な発生」等、具体的な文言を検討すること。</p> <p>【平野委員】</p>		<p>ご指摘を踏まえ、「発電事業に係る設備更新」を追記しました。</p>